

当弁護団は、本年2月に、原告・弁護団合同合宿を郡山で行いました。また、本年4月には、原告・弁護団計30名による、津島全域の現地調査を行いました。

今号では、弁護団の今後の活動のご報告と併せて、現地調査を先導してくださった原告、合宿及び現地調査に参加した弁護団員からのメッセージをお送りします！

原告・弁護団合同合宿

弁護士 大野俊介



平成28年2月14日（日）～15日（月）にかけて、清稜山倶楽部にて原告団・弁護団の合同合宿が実施されました。

当弁護団は、「責任班」と「損害班」とに分かれ、責任班では原発事故の原因と東電・国の無為無策に関する事実関係の整理・調査を、損害班では原告の皆様がどのような損害（痛み）を負っているのか、東電・国に「津島を元に戻せ」というための法律構成の研究・調査を、毎月1回程度の全体会議以外に取り行なっております。その様に二班に分かれて集積された知見を共有し、より一層の議論の深化を図るために設けられたのが合宿という企画でした。



そして、皆様もご存知の通り、何事をするにもまずは基礎が大事です。そこで、先日の合宿では今回の裁判の基礎となる「訴状の内容」を弁護団・原告団ともに再度しっかりと理解し、今後展開する議論の土台を築くこと、そして、弁護団と原告団の一体感をより強固にすることが目的でした。

私は損害班に所属していることもあり、原発の内部構造等については詳細に把握しておりませんが、本合宿を通じて理解が深まり大変有意義なものでした。また夕食の席でも、普段お話しできない原告の方々や弁護士の先生方と、お酒を酌み交わしながら、合宿の感想から他愛もない話で懇親を持つことができ、あの一体感こそ津島での暮らしだったのではないかとさえ感じました。

合宿の取りまとめ役だったのにもかかわらず、一日目終了後東京に戻らざるを得ず、せっかく温泉地だったものの温泉にも入ることも出来ず、夜通し行われたであろう議論には参加できず…大変残念でした。



当弁護団は、経験豊かなベテラン弁護士から新進気鋭のやる気に満ち溢れた若手弁護士まで幅広くおります。現在は、ベテラン弁護士が議論を引っ張っているのが現状です。しかし、今回の原発事故は前代未聞の大災害で、どの弁護士も経験したことはありません。そして、既存の常識を壊す新しい力が必要です。勿論、原告団の皆様との協力も不可欠です。全員が一体となってこの訴訟に取り組み、津島の地で大宴会を開きたい、と強く思いました。また合同合宿をやる（かもしれない）ので、皆様是非ご参加ください。



現地調査

弁護士 菊間龍一



去る4月3日及び4日、弁護団計19名と原告団計11名で、津島地区全8行政区の様子や、皆さんがどのような生活をしてきたのかを調査しに行きました。津島地区の特徴は、津島地区全域あるいは各行政区が一体となって豊かな自然の中で生活しているという、人と地域と自然とのつながりにあると思います。そこで、各行政区の方にも来ていただき、一泊二日の現地調査を行うことにしました。



1日目には、津島地区全域を自動車で巡回しながら、小中学校や各行政区の集会所など、津島地区住民の生活における公共施設を調査しました。また、それぞれの行政区にお住まいの方に、毎年どのような行事や集まりがあったか話を聞かせていただきました。

2日目には、1日目の調査を手掛かりに、津島地区の中心地でもある下津島班、



長安寺を擁する南津島班、戦後開拓地の多くある赤宇木・大昼班、各所の線量を計測する線量班とに分かれ、具体的な調査を行いました。また、事故直後の混乱の渦中にいたひとりである津島診療所の関根先生にも、急遽お話を伺うことができました。

私は、山田弁護士、嶋田弁護士、馬場績さんご夫妻、今野美智雄さんご夫妻、佐々木保彦さんと一緒に、赤宇木地区と大昼地区を調査しました。



道を歩きながら、ここは誰の田んぼだとか、あそこは誰の畑で作っている何がおおいだとか、本当に地域の人同士がお互いに顔の見える関係なのだと感じました。また、中山間事業制度を活用したり、各集落の近隣住民で協力したりしながら、山菜の栽培や酪農等の事業が営まれていることが分かりました。もとより、家から裏山に一步足を踏み入れれば旬の山菜があり、山からは魚も泳ぐ澄んだ水が流れ、各所には日本に誇る赤松や桐などがある。文字通り『山林の中にある生活』の一端を垣間見ることが

できたと思います。

5年間放置され荒れ果てた自宅の庭，田畑，牛舎や店舗を目の前にしながら，どれだけの想いを込めて大事にしてきたか。馬場さん，今野さん，佐々木さんそれぞれご本人から伺う話には，テレビや新聞では伝わらない迫力がありました。この津島地区の自然と生活を一日でも早く再生させるために，今後の活動に一層熱が入ります。



原告のこぼ（弁護団の現地調査に参加してみて）

原告 今野美智雄さん

今回の弁護団現地調査（4/3～4/4）の現地案内役として参加しました。



私も久しぶりに津島地区全域を見て回り，あまりにも変わり果てた景色を見て愕然となりました。綺麗な緑色の絨毯かと思わせる牧草地は，スキヤカヤそして松の木等が生い茂り，まるで荒野のようでした。秋には黄金色の稲穂を風になびかせていた水田は，鬱蒼とした柳の森となっていました。我が家の庭も，妻が愛情を注いで育てたバラ園が，見るも無残にイノシシに掘り起こされて見ると堪えません。

五年でこんなにも変わりました。先祖や先人たちが苦勞して開墾してきた農地が荒れ果ててしまいました。このままでは山野に戻ってしまいます。私たちが普段何気なく行っていた農作業や道路の草刈り作業等は，とても大切な事だったのだと気づかされました。

私たちが守り継ぎ次の世代へ残していかなければなりません。そのためには一刻でも早く除染をして原状復帰させなければなりません。この裁判で，国・東電に責任を認めさせ元の津島を取り戻すしかありません。長い闘いになるかもしれませんが，美しい津島を取り戻すため頑張っていきたいと思えます。



「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」の意義

弁護団共同代表 弁護士 原和良

私たち津島訴訟の弁護団は，住民の皆さんが立ち上げた津島原発被害の完全賠償を求める会の呼びかけに応じて結成されました。要請を受けて私たち一人ひとりの弁護士は，この重すぎる訴訟を果たして責任をもって引き受けられるのだろうか，と誰もが一度は思い悩みました。私たち弁護士をこの訴訟に立ち上がらせたのは，このまま故郷が朽ちていくのを黙ってみて死んでいくことはできない，先祖代々守ってきた田畑を，故郷を自分たちの代で終わらせたという汚点を残したくない，子や孫の世代に美しい故郷があったこと



を伝えたい、豊かな自然と人の絆を土足で踏みにじった国、東電にしっかりと責任を取らせ謝罪をさせたい、という求める会と原告のみなさんの熱い思いでした。

それは、私たち弁護士は、何のために法律家になったのか、という法律家になった原点と初心に語り掛け、心を揺り動かすものでした。

すべての原発被害者の救済。すべての原発被害に対する恐怖からの解放。私は、当たり前の生活と個人の尊厳が大事にされる社会を目指す運動として、被害者のみなさん、支援者のみなさんと一緒にこの訴訟に弁護団の一人として関わっていることを私は誇りに思います。

弁護団の活動と今後の予定

✿ この裁判では、津島地区を人が住めるように除染すること、そして、避難の苦痛や被爆不安などについて金銭で賠償することを請求しております。

既に提起した第二次提訴までについては、裁判官に、津島地区が他の場所では代わりにならないような素晴らしい場所であったことを理解してもらうために、原告である皆様からお聴きした内容をまとめて、訴状に添付し、裁判所に提出しています。第三次提訴以降も、同様にしていきたいと思います。

現地調査や写真の収集なども、今後、裁判で、津島の自然や暮らしがどのようなものであったのかを主張していくために、行っています。

✿ 当弁護団は、大きく分けて、責任班（東電及び国の責任追及に関する事実や法律構成を、調査・検討する班）と損害班（原告の損害に関する事実や法律構成を、調査・検討する班）の二つの班に分かれて、活動をしています。

4月15日付で、国及び東電から答弁書が届きました。国や東電は、除染は現実的に不可能なことを強いるものであるから原告の請求は認められないとか、東電が既に十分な賠償を行っているとか、国には責任がないなどと主張していますので、これに対して、損害班・責任班で検討を行い、反論をしていく予定です。

[2月28日～4月10日まで、第三次原告・個別ヒアリング]

4月3～4日 津島地区全体の現地調査

4月15日 国・東電から「答弁書」が届いた

5月20日 第三次提訴（40世帯137名）

第1回口頭弁論期日

←原告本人と弁護士が裁判官の前で意見陳述をします！

5月28日 津島原告団総会 二本松男女共生センター

6月1～2日 公害総行動←原告団長が発言をします。訴訟と同様に、運動も大切です！

7月29日 第2回口頭弁論期日

9月23日 第3回口頭弁論期日

【津島原発訴訟弁護団 連絡先】

〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-1-3 サニーシティ新宿御苑 10階

電話：03-6273-0079 メール：tusima@iaa.itkeeper.ne.jp 事務局 池田 佳子